

【軽微変更】

軽微変更とは、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設を建設する場合など、「農地を農業用施設用地として用途区分を変更すること」をいいます。

この土地については、**施設用地として農地転用後も農用地区域に指定（いわゆる青地）されていますので、他の用途に使用することはできません。**

農業用施設とは（法施行規則第1条）

- (1) 畜舎、蚕室、温室、植物工場、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (2) 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
- (3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - イ. 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物(ロ及びハにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - ロ. 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの(ハにおいて「自己の生産する農畜産物等加工品」という。)の販売の用に供する施設
 - ハ. 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（農業廃棄物処理施設）
- (5) 農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

※ 農業用施設の対象となる(3)の施設については、要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

◎ 軽微変更の申出にあたっての留意事項

農業用施設は、耕作又は養畜の業務のために必要な施設ですので、重要変更の除外要件（6要件）を全て満たす必要はありませんが、要件を十分配慮したうえで土地の選定を行ってください。農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれがある場合、農業用施設用地であっても軽微変更が認められない場合もありますので、注意が必要です。

また、軽微変更であっても、農地法に基づく農地転用許可や、施設によっては都市計画法に基づく開発行為の許可、建築基準法に基づく建築確認等が必要な場合、許可見込がないと軽微変更が認められませんので、関係課と事前に協議が必要です。

用途区分の変更のための軽微変更申出受付は、**随時受付**しておりますが、関係各課との調整が必要となりますので、**事前相談に窓口へお越しください。**

なお、軽微変更は、申出書受付日から概ね1か月程度は見込んでください。ただし、重要変更の公告期間中については軽微変更の公告手続きができないため、2か月以上かかる場合がありますので、ご注意ください。